

## 分割基準となる従業者数の求め方

### 市民税（法人市民税）

市民税課(TEL 098-861-3328)

#### 《分割基準となる従業者数の求め方》(法321の13②③)

法人税割は、法人税額(国税)を課税標準として課税されます。那覇市のみに事務所等を有する場合には、法人税額×税率で求めます。那覇市以外の市町村にも事務所等がある場合には、この法人税額を従業者数按分により各市町村に分割します。このように2以上の地方団体に事務所等を有する法人は、課税標準の分割法人と呼ばれます。

課税標準(法人税額)の分割は、法人税割の課税標準の算定期間の末日現在における従業者数で按分します。具体的には確定申告は事業年度の末日、中間申告は事業年度開始の日から6ヶ月を経過した日の前日の従業者数です。

ただし、例外として、次のような場合には、次のように計算した従業者数を当該事務所等の従業者数とします。(計算においては1人・1月未満は切り上げます。)

#### (1) 算定期間の中途において事務所等が新設された場合

存在月数

$$\text{算定期間の末日現在の従業者数} \times \frac{\text{存在月数}}{\text{その算定期間の月数}}$$

例)甲法人は宜野湾市に從來から本社があり、那覇市内に6月3日に事務所を開設しました。その事業年度の確定申告での那覇市の従業者数は何人？  
(事業年度は4月1日から3月31日まで。3月末の那覇市の従業者数14人。宜野湾市10人)

→ 甲法人の那覇市内での事務所は、満9月と29日存在し、29日は1月に切り上げるので、存在月数は10月となります。甲法人は1年決算のため、算定期間の月

数は12です。甲法人の確定申告での那覇市の従業者数は

10

・ 那覇市の従業者数 = 14人 ×  $\frac{10}{12}$  = 11.666 → 12人となります。

12

・ 全従業者数 = 12人(那覇市) + 10人(宜野湾市) = 22人となります。

(2) 算定期間の中途において事務所等が廃止された場合

存在月数

廃止の日の属する月の前月の ×  $\frac{\text{存在月数}}{\text{その算定期間の月数}}$   
末日現在における従業者数

例) 甲法人は従来から宜野湾市に本社、那覇市に事務所がありましたが、那覇市内の事務所を6月3日に廃止しました。その事業年度の確定申告での那覇市の従業者数は何人？(事業年度は4月1日から3月31日まで。5月末日の那覇市の従業者数は14人。3月末の宜野湾市の従業者数10人)

→ 甲法人の那覇市内での事務所は、満2月と3日存在し、3日は1月に切り上げられるので、存在月数は3月です。甲法人は1年決算のため、算定期間の月数は12月です。甲法人の確定申告での那覇市の従業者数は

3

・ 那覇市の従業者数 = 14人 ×  $\frac{3}{12}$  = 3.5人 → 4人となります。

12

・ 全従業者数 = 4人(那覇市) + 10人(宜野湾市) = 14人となります。

(3) 算定期間を通じて従業者数に著しい変動がある事務所等の場合

算定期間中の各月の末日現在における従業者数のうち、最大のものが最小のもの2倍を超える事務所等についての課税標準の算定に用いる従業者数は  
その算定期間中の各月の末日現在における従業者数の合計

従業者数 =  $\frac{\text{その算定期間中の各月の末日現在における従業者数の合計}}{\text{その算定期間の月数}}$

例) 甲法人の那覇市での各月の従業者数は次のとおりです。その事業年度の確定申告での那覇市の従業者数は何人？(事業年度は4月1日から3月31日、宜野湾市10人)。

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月  
2人 3人 3人 3人 3人 3人 14人 13人 13人 13人 13人 12人

甲法人の那覇市での従業者数は、各月の末日現在の最大値(10月14人)が最小値(4月2人)の2倍を超えており、

・甲法人の確定申告での那覇市での従業者数は

$$2+3+3+3+3+3+14+13+13+13+13+12 \quad 95$$

$$\frac{\quad}{12} = \frac{95}{12} = 7.916 \text{ 人} \rightarrow 8 \text{ 人となります。}$$

・全従業者数=8人(那覇市)+10人(宜野湾市)=18人となります。

(注)

- ・この特例が適用される従業者数は、事業年度末日の従業者数を用いません。
- ・この特例が適用されるのは、個々の事務所等单位です。

那覇市に複数の事務所を有していても、特例に該当しない事務所は通常の計算(事業年度末)で行い、最後にそれぞれの事務所等の人数を合計して那覇市従業者数とします。

全従業者数は、実際の従業者数とは異なる場合もありますので、ご注意ください。